

審査に思うこと

特許庁技術懇話会 常任委員 筑波 茂樹

巻頭言



失われたと形容される90年代を経て、現在の日本は大きな変革の時期を迎えているように思います。バブル崩壊以降の経済の低迷期を経て、流動的雇用形態へのシフト、自己資本増強などの財務体質強化、国境を越えた業務提携など、企業は根本的な変革を迫られることとなりました。また、インターネットに代表されるITの急速な進歩は、消費者の選択範囲を大幅に拡大し、消費スタイルやライフスタイルに劇的な変化を与えました。ニッチといわれた分野もネットとの融合で一大マーケットとして成立する一方で、消費者のニーズにマッチしない商品は売れなくなり、安ければ売れるというこれまでの論理は通用しなくなっています。

知的財産の世界もまた変革を繰り返してきました。特許制度は、ここ10数年だけでも数多くの変革が行われました。新規事項の追加禁止などの補正範囲の適正化や、発明の単一性の要件など、制度の国際的調和を目指した改正が行われると共に、権利侵害に関しては、侵害立証の容易化に向けた措置の導入や、間接侵害規定の拡充など、保護強化を目指した改正が行われてきました。保護対象についても、プログラムや医療関連行為など、時代のニーズに応じて拡大されています。さらに、2002年の小泉首相の施政方針演説以降、知財立国に向けた国家的な取組みが加速されてきました。知財推進計画では、知的財産の保護と活用の重要性がうたわれており、この4月には知財高裁が設置され、保護の強化がすすめられているとともに、昨年12月には信託業法が改正され、一般の株式会社でも知的財産権の信託を業として行うことが可能になるなど、知的財産の新たな活用の途が拓かれています。この間、企業における知的財産の位置づけにも大きな変化があったように思います。出張などで企業の方々の話を聞きますと、また各種記事などを見てみると、近年、知的財産が重要な経営資源として認識され、知的財産戦略は事

業戦略などとともに経営戦略の柱のひとつとして取り上げられるようになってきたようです。

知的財産を取り巻く環境が著しい変革を遂げる一方で、知的財産権を効果的に活用するためには、その中身である1件1件の権利が大切なことには変わりありません。そして、権利の活用を考えると、権利の質の高さと安定性がこれまで以上に求められるようになってきたと思います。

権利の質の高さとは、単純に広いクレームが良いというものではないように思います。商品サイクルが短期化し事業展開にスピードが求められている中で、事業戦略と絡めて必要な権利をタイムリーに必要な形で取得することが重要となっているのではないのでしょうか。どのような権利をどのように取得するかは、出願人が決定すべきことですが、我々も権利設定における重要な役割を担っており、常に問題意識を有しておくことは大切であろうと思います。

また、産業財産権は無体財産であるが故に、その消滅によって全てが無に帰してしまうという性質のもので、このような権利を安心して活用してもらうためにも、安定した権利を付与する重要性は益々増大しているといえます。また、保護が強化され活用の途が広がった知的財産権は、従来に比べて強大な力を持ったということでもあります。我々の扱う特許権・意匠権は排他的独占権であり、第三者を排除する力も大きくなったといえます。知的財産の侵害訴訟の賠償額が年々高額化してきているとの指摘もあります。我々は、権利を付与する立場に身を置く者として、自らの職責の重さを再度認識する必要があります。しかし、審査という職務の本質には変わりはなく、その重要性を再認識しつつも、公平・公正な立場から、ぶれることなく日々の審査に邁進したいと思うところです。